

市内小中学校長 様

神埼市教育委員会
(公印省略)

県内における新型コロナウイルス感染者確認に伴う今後の対応について

国内での感染拡大を受け、市内全ての学校を3月3日から3月15日までの間、臨時休校とし、令和2年3月11日付教委学第317号において、16日からの学校再開を通知したところであります。各学校においては、学校再開に向け、準備をしていただいていたことと思います。

しかしながら、13日に県内で初めて、新型コロナウイルスの感染者が確認されたとの発表がなされました。そこで、標記の件について、神埼市教育委員会で協議を行い、下記のとおり対応していくことになりましたので、御理解と御協力をお願いします。

記

1. 16日からの学校再開について

○ 休校期間を延長し、3月16日(月)から23日(月)まで臨時休校とする。

- ・臨時休業中は、基本的には家庭や親類等で見守りを行う。
- ・家庭や親類等での見守りが難しい場合は、学校を開放(8:15～勤務時間)し、教職員で対応する。(昼食は、各自持参)
- ・放課後児童クラブについては、14:00から開所する。
- ・臨時休業中の部活動は、中止とする。
- ・学習に著しい遅れが生じないように可能な限り家庭学習を適切に課すよう努める。
- ・臨時休校に伴う未習事項については、次年度に指導し、学力の確保に努める。

○ 3月24日(火)は午前中みの登校日とする。(給食なし)

- ・24日(火)に行う修了式、辞任式については、放送により行う。
- ・道具等の持ち帰りを確実にを行うようにする。持ち帰る量が多いことも考えられるため、保護者による持ち帰りも認める。

※上記の対応については、感染拡大の状況によって、変更になることがある。

2. 小学校の卒業式の取り扱いについて

○ 卒業式は、規模を縮小し、18日(水)に実施する。

- ・時間短縮：式は50分以内、学級取扱は30分以内とする。
- ・規模縮小：参加者は卒業生、保護者2名以内(学級取扱は1名のみ)、教職員
在校生(脊振小のみ)とする。
- ・式の参加については、次のことに留意する。

- ・登校前に必ず検温し、自身の体調の把握を行う。
- ・発熱(37.5度以上)の症状が出ている場合は、参加を見合わせる。
- ・式に参加する際は、必ずマスクを着用する。
- ・アルコール消毒液で手指を消毒してから、式場に入る。
- ・保護者席については1人1人の間隔を取って座るようにする。

※校内で感染者が確認された場合、また、生徒や教職員の家族が感染した場合は、式は開催しない。

3. 臨時休校にあたっての留意事項について

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、児童生徒や保護者に対して理解させるよう努める。
- ② 児童生徒や家族が感染したことが判明した場合または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡してもらおうよう周知徹底を図る。
- ③ 春季休業中の登校日については、これからの状況を確認後、決定する。
- ④ 4月1日の市辞令交付式は中止し、学校で辞令を渡す。

市内中学校 保護者 様

神埼市教育委員会
(公印省略)

県内における新型コロナウイルス感染者確認に伴う今後の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。国内での感染拡大を受け、市内全ての学校を3月3日から3月15日までを臨時休校とし、16日からの学校再開をお伝えしていたところです

しかしながら、13日に県内で初めて、新型コロナウイルスの感染者が確認されたとの発表がなされました。そこで、佐賀県教育委員会の方針をもとに、神埼市教育委員会で協議を行い、下記のとおり対応していくことになりました。保護者の皆様におかれましては、御理解のうえ御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 16日からの学校再開について

○ 休校期間を延長し、3月16日(月)から23日(月)まで臨時休校とします。

- ・臨時休業中は、基本的には家族や親類等で見守りを行ってください。
- ・家庭や親類等での見守りが難しい場合は、学校を開放(8:15～勤務時間)し、教職員で対応いたします。(昼食は、各自持参してください)
- ・臨時休業中の部活動は、中止とします。
- ・学習に著しい遅れが生じないように可能な限り、家庭学習に取り組むよう、家庭でも御指導ください。
- ・臨時休校に伴う未習事項については、原則、次年度に指導し、学力の確保に努めることにします。

○ 3月24日(火)は午前中のみ登校日とします。(給食なし)

- ・24日(火)に行う修了式、辞任式については、放送により行います。
- ・道具等の持ち帰りを確実にを行うように御指導ください。持ち帰る量が多いことも考えられますので、その場合は保護者に協力いただき、持ち帰っていただくようお願いいたします。

※上記の対応については、感染拡大の状況によって、変更になることがある。

2. 臨時休校にあたってのお願い

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、ご家庭でもお子様に伝えてください。
- ② お子様やご家族が感染したことが判明した場合または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡ください。

市内小学校 保護者 様

神埼市教育委員会
(公印省略)

県内における新型コロナウイルス感染者確認に伴う今後の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。国内での感染拡大を受け、市内全ての学校を3月3日から3月15日までを臨時休校とし、16日からの学校再開をお伝えしていたところです。

しかしながら、13日に県内で初めて、新型コロナウイルスの感染者が確認されたとの発表がなされました。そこで、佐賀県教育委員会の方針をもとに、神埼市教育委員会で協議を行い、下記のとおり対応していくことになりました。保護者の皆様におかれましては、御理解のうえ御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 16日からの学校再開について

○ 休校期間を延長し、3月16日(月)から23日(月)まで臨時休校とする。

- ・臨時休業中は、基本的には家族や親類等で見守りを行ってください。
- ・家庭や親類等での見守りが難しい場合は、学校を開放(8:15～勤務時間)し、教職員で対応いたします。(昼食は、各自持参してください)
- ・学校開放の利用の際の登下校については、原則、保護者で送り迎えをお願いします。
- ・臨時休業中の部活動は、中止とします。
- ・学習に著しい遅れが生じないように可能な限り、家庭学習に取り組むよう、家庭でも御指導ください。
- ・臨時休校に伴う未習事項については、原則、次年度に指導し、学力の確保に努めることにします。

○ 3月24日(火)は午前中のみ登校日とする。(給食なし)

- ・24日(火)に行う修了式、辞任式については、放送により行います。
- ・道具等の持ち帰りを確実にを行うように御指導ください。持ち帰る量が多いことも考えられますので、その場合は保護者に協力いただき、持ち帰っていただくようお願いいたします。

※上記の対応については、感染拡大の状況によって、変更になることがある。

2. 小学校の卒業式の取り扱いについて

○ 卒業式は、規模を縮小し、18日(水)に実施します。

- ・式は50分以内、学級取扱は30分以内
- ・参加者は卒業生、保護者2名以内(学級取扱は1名のみ)、教職員、在校生(脊振小のみ)
- ・式の参加については、次のことに留意してください。

- ・登校前に必ず検温し、自身の体調の把握を行う。
- ・発熱(37.5度以上)の症状が出ている場合は、参加を見合わせる。
- ・式に参加する際は、必ずマスクを着用する。
- ・アルコール消毒液で手指を消毒してから、式場に入る。
- ・保護者席については1人1人の間隔を取って座るようにする。

※ 校内で感染者が確認された場合、また、生徒や教職員の家族が感染した場合は、式は開催しない。

3. 臨時休校にあたってのお願い

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、ご家庭でもお子様に伝えてください。
- ② お子様やご家族が感染したことが判明した場合または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡ください。